

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十九号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第九号の三中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（」を「農林物資の規格化等に関する法律（」に、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令」を「農林物資の規格化等に関する法律施行令」に、同号(1)中「又は第二項」を削り、「(3)」の下に「及び(5)」を加え、同号(2)中「第十九条の第十四第四項」を「第十九条の第十四第三項」に改め、同号(3)中「（主たる事務所が当該市町の区域内に所在するものに限る。）」を「又はその者とその事業に関して関係のある事業者（以下この号において「関係事業者」という。）」に改め、「徴収」の下に「又は物件の提出の要求（主たる事務所が当該市町の区域内に所在するものに限るものに限る。）」を加え、同号(4)中「」に関する立入検査」を「又は関係事業者に対する立入検査又は質問」に改め、「当該製造業者等」の下に「又は関係事業者」を、「その他の立入検査」の下に「又は質問」を加え、同号(5)中「いずれも法第十九条の第十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等であつて、主たる事務所が当該市町の区域内に所在するもの」を「地域製造業者等」に改める。

第二条の表の第二十四号の三の二の次に次の一号を加える。

二十四の三の三 食品表示法（平成二十五年法律第七十号。以下この号において「法」という。）に基づく事務及び食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（酒類及び政令第七条の規定により知事が行う事務（名称及び遺伝子組換え食品に関する事項にあつては、国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものに限る。）を除く。）	広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町
(1) 法第十五条第四項又は第五項の規定により知事が行う法第六条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第七条の規定による公表（いずれも主たる事務所及び事業所が一の市町の区域内のみにある食品関連事業者（法第二条第三項第一号の食品関連事業者をいう。以下この号において同じ。））(3)及び(7)において「地域食品関連事業者」という。）に係るものに限る。）	
(2) 法第十五条第五項の規定により知事が行う法第六条第五項の規定による命令（(1)に規定する指示に係るものに限る。）及び当該命令に係る法第七条の規定による公表	
(3) 法第十五条第五項の規定により知事が行う法第八条第一項の規定による食品関連事業者又は食品関連事業者とその事業に関して	

- 関係のある事業者（以下この号において「関係事業者」という。）に対する報告の徴収又は物件の提出の要求（主たる事務所が当該市町の区域内に所在する食品関連事業者又は関係事業者に係るものに限る。(5)において同じ。）（地域食品関連事業者以外の食品関連事業者に係る不適正な品質に関する表示等について県への通報などにより県が了知した場合を除く。(4)から(7)までにおいて同じ。)
- (4) 法第十五条第五項の規定により知事が行う法第八条第一項の規定による食品関連事業者又は関係事業者に対する立入検査又は質問（当該市町の区域内に所在する食品関連事業者又は関係事業者の事務所、事業所その他の立入検査又は質問に係る場所に関するものに限る。(6)において同じ。)
- (5) 法第十五条第四項の規定により知事が行う法第八条第二項の規定による食品関連事業者又は関係事業者に対する報告の徴収又は物件の提出の要求
- (6) 法第十五条第四項の規定により知事が行う法第八条第二項の規定による食品関連事業者又は関係事業者に対する立入検査又は質問
- (7) 法第十五条第四項又は第五項の規定により知事が行う法第十二条第一項の規定による申出の受付及び同条第三項の規定による調査（地域食品関連事業者に係るものに限る。）
- (8) 政令第五条第三項、第四項又は第七項の規定による農林水産大臣への報告
- (9) 政令第六条第三項、第四項又は第七項の規定による消費者庁長官への報告
- (10) 政令第七条第三項又は第六項の規定による消費者庁長官への報告

第二条の表の第三十五号中「並びに第二十四号の三(3)」を「第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。